

議案第93号

磐田市支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市支所設置条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年11月25日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市支所設置条例の一部を改正する条例

磐田市支所設置条例（平成17年磐田市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「下野部48番地」を「下野部57番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和7年3月24日から施行する。

磐田市支所設置条例新旧対照表

現行			改正案		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
略			略		
磐田市豊岡支所	磐田市下野部48番地	合併前の豊岡村の区域	磐田市豊岡支所	磐田市下野部57番地1	合併前の豊岡村の区域